

米谷出張所は、岩手県境から分流施設上流までの北上川を管理しています。
ここでは、出張所管内での様々な活動をお知らせいたします。

河川公園などの水辺施設の安全点検を実施しました

国土交通省では、ゴールデンウィーク前に河川や水辺の利用が本格化する時期までに、河川公園や船着場などが安全に利用できるよう、全国一斉に施設管理者と合同で安全利用点検を行っております。米谷出張所では、4月14日（金）に管内5施設の点検を実施しました。点検の結果、1施設で危険箇所が確認されたため、使用禁止等の措置をしました。

ベンチ・遊具の木材が腐蝕しており、危険なため使用禁止の看板の設置やテープを貼りました。

米谷親水公園



～出水期（北上川7/1～9/30）の大雨による洪水に備え～ 堤防を歩いて点検しました

米谷出張所では、出水期前（4月～5月）と出水期後（10月～11月）との年2回、管内の堤防を目視で点検しています。出水期前の点検として、4月17日（月）と4月27日（木）に実施し、堤防の異状がないかを確認しました。

点検の結果、緊急的に対策が必要な箇所は確認されませんでした。以前の点検から経過観察中の箇所（植生異常、裸地化、堤防法尻の湿潤、モグラ穴等）については引き続き監視をしております。



植生異常（イタドリ群生）



裸地化



モグラ穴

出張所の職員が変わりました

～よろしくお願いたします～

専門職

白旗 健志（しらはた けんじ）
（岩手河川国道事務所より）



技官

樗沢 育（ぶなざわ いく）
（湯沢河川国道事務所より）



尚、転出された職員は下記のとおりになっております。

管理第一係長 一條 昂介（岩手河川国道事務所へ）

管理第二係長 小川 光晴（北上川下流河川事務所へ）

国土交通省 東北地方整備局 北上川下流河川事務所 米谷出張所

〒987-0902 宮城県登米市東和町米谷字古館5-4

TEL 0220(42)2211

FAX 0220(42)2249

北上川下流河川事務所ホームページ URL : <https://www.thr.mlit.go.jp/karyuu/index.html>

北上川ゴミマップ (米谷出張所管内の不法投棄の状況)



調査期間：R4.4～R5.3



不法投棄ゴミ種別・発見数 (件)	
家庭ゴミ	4
家電ゴミ	1
産業廃棄ゴミ	1
粗大ゴミ	2
農業廃棄ゴミ	2
廃車機械ゴミ	1
新規発見総数	11



河川へのゴミの投棄は違法行為です！

【罰則規定】

- ★河川法では、3ヶ月以下の懲役または20万円以下の罰金
(野焼きの場合は、6ヶ月以下の懲役または30万円以下の罰金)
- ★廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金、またはその両方

＜河川への不法投棄を発見したらご連絡ください＞

北上川下流河川事務所 米谷出張所

電話：0220-42-2211

【担当区間】

北上川 (岩手県境～分流施設上流)
と二股川の一部区間

※河川を利用した際に出たゴミは持ち帰り、決められた集積所へ分別して出しましょう。みなさまのご協力をお願いいたします。